

小松市役務に係る条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、役務（委託業務をいう。以下同じ。）に係る条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2規定により行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、次に掲げる業務で、市長が必要と認めた業務とする。ただし、特殊な業務の発注において市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 施設の管理運営業務

(入札に参加するものに必要な資格)

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する者について、対象業務の内容に応じて、次の各号のうち必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として定めるものとする。

- (1) 対象業務についての本市役務の入札参加資格業種
- (2) 対象業務に係る業種の営業所等の所在地
- (3) 対象業務と同種又は類似の元請実績の内容
- (4) 対象業務に必要な資格及び経験を有する技術者の状況
- (5) その他特に必要と認める事項

2 施行令第167条の4の規定に該当する者及び第5条に定める対象業務の公告の日から入札の日までの間に小松市及び石川県の指名停止措置を受けている者は、入札に参加できないものとする。

(入札参加資格等の審議)

第4条 市長は、小松市契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に次の事項について審議を行わせるものとする。

- (1) 入札参加資格
- (2) 入札参加資格確認申請者の入札参加資格の有無及びその資格がないと認めた者からの請求に対する対応
- (3) その他必要と認める事項

(公告)

第5条 市長は、施行令第167条の6及び小松市財務規則第102条の規定により、入札参加資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第6条 対象業務の入札に参加しようとする者は、前条の公告に定める期限までに、入札参加申請を提出し、入札後、落札候補者となったときに速やかに入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に関係資料を添えて、市長に入札参加資格の確認を申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札前に参加資格の確認を行う場合、対象業務の入札に参加を希望する者は、提出期限までに確認申請書に関係資料を添えて、市長に入札参加資格の確認を申請するものとする。

3 前項の確認申請書及び関係資料は、申請者に返却しないものとし、無断で公表したり、他の目的に使用できないものとする。

(入札参加資格の確認等)

第7条 入札参加資格の確認は、次のとおりとする。

(1) 事後審査型（前条第1項に規定する入札参加資格の確認をいう。）

ア 市長は、入札参加申請書提出期限以後速やかに、入札参加申請受理通知書により申請者へ通知する。

イ 入札参加資格の有無の確認は、入札後に落札候補者のみについて行う。

落札候補者から提出された参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、落札者としての適否を確認する。ただし、落札候補者が入札参加条件を満たしていないと認められた場合には、次順位者を繰り上げて落札候補者として入札参加資格及び条件を確認するものとする。

ウ イの入札参加資格の有無の確認は、入札参加申請書の提出期限の末日をもって行うものとする。

エ イの規定により、入札参加資格の有無を決定したときは、申請者に落札決定を通知するものとする。

(2) 事前審査型（前条第2項に規定する入札参加資格の確認をいう。）

ア 市長は、確認申請書及び関係資料に基づき、審査委員会委員の意見を聴いて入札参加資格の有無を決定するものとする。

イ アの入札参加資格の有無の確認は、申請書の提出期限の末日をもって行うものとする。

ウ アの規定により、入札参加資格の有無を決定したときは、申請者に競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

(無資格者に対する理由説明)

第8条 前条の規定により、入札参加資格が無いと決定された者は、市長に対し、同条の通知の日から7日以内に書面をもって決定理由の説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、書面をもって回答するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 市長は、第7条第1項第2号ウの規定による通知の後において、対象業務の入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格者を入札に参加させてはならない。

(1) 第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条第2項の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

2 市長は前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときには、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度審査委員会に諮り、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。